

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
職業能力 開発校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校定員	総定員	職業能力 開発校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校定員	総定員
[略]						[略]					
岩手県立 二戸高等 技術専門 校	[略]					岩手県立 二戸高等 技術専門 校	[略]				
岩手県立 大船渡職 業能力開 発センタ 二	<u>普通課程</u>	<u>建築科</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>						
	<u>短期課程</u>	<u>建築科</u>	<u>1年</u>	<u>10人</u>	<u>10人</u>						
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。